

議案第43号

三宅町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成10年3月三宅町条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和元年 9月 4日提出  
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三宅町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成 10 年 3 月三宅町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 20 条」の次に「及び第 30 条の 5」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

三宅町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例(平成10年条例第10号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条及び第30条の5の規定に基づき、保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>